

職業能力開発促進法第15条の6第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例をここに公布する。

平成25年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第42号

職業能力開発促進法第15条の6第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の6第1項ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号並びに第28条第1項の規定に基づき、静岡県立職業能力開発施設（県が設置する法第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校及び同項第5号に規定する障害者職業能力開発校をいう。以下これらを「県立施設」という。）以外の施設で行うことができる職業訓練等に関し必要な事項を定めるものとする。

(県立施設以外の施設で行うことができる職業訓練)

第2条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する職業訓練とする。

(1) 次のいずれにも該当する職業訓練

ア 主として知識を習得するために行われるもの

イ 短期課程の普通職業訓練その他これに準ずるもの

ウ 教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができるもの

(2) 県立施設で行う短期課程の普通職業訓練と同等の水準が確保され、かつ、地域における優れた人材や設備を活用した職業訓練のうち、知事が適当と認めるもの

(県立施設で行う職業訓練とみなす職業訓練)

第3条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的なものとする。

(職業訓練の基準)

第4条 普通課程に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者（以下「中学校卒業生」という。）若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者（以下「中等教育学校前期課程修了者」という。）若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること又は同法による高等学校を卒業した者（以下「高等学校卒業生」という。）若しくは同法による中等教育学校を卒業した者（以下「中等教育学校卒業生」という。）若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

(2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
 - (4) 訓練期間 中学校卒業者若しくは中等教育学校前期課程修了者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）を対象とする場合にあっては2年、高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）を対象とする場合にあっては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、中学校卒業者等を対象とするときにあっては2年以上4年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあっては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
 - (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が中学校卒業者等を対象とする場合にあっては2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。
 - (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - (7) 訓練生（訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。
 - (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
 - (9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、それぞれ訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項（法第26条の2において準用する場合を含む。）に規定する技能照査をもって代えることができる。
- 2 短期課程に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。以下同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
 - (2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
 - (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。
 - (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間（管理者又は監督者に必要な技能及びこれに関する知識を習得することを目的とする訓練にあっては、10時間）以上であること。
 - (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- 3 前2項に定めるもののほか、職業訓練に関し必要な基準は、規則で定める。
（無料とする職業訓練）

第5条 法第23条第1項第3号の条例で定めるものは、第1条に規定する職業能力開発校において職業の転

換を必要とする求職者その他新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）及び同条に規定する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練とする。

（職業訓練指導員の資格）

第6条 法第28条第1項の条例で定める者は、同項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「法施行規則」という。）第48条の3各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び法第30条第1項の職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、法施行規則第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。